

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第28号

2009年6月8日

事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)

琉病労（内線 7-2099）

大学当局は直ちに 違法な手続きを撤回せよ！

大学本部前抗議集会を開催

10日（水） 12：15～12：40

琉大当局の違法行為糾弾

6月1日、全職員に対して琉大当局は「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する規程」を通知しています。私たち3労組はまずもって琉大当局の徹底した組合無視、違法行為を糾弾せざるを得ません！

各職場ではこれで私たちの夏季一時金の削減は決定されたと思われているかも知れません。けれども琉大当局は6月4日現在、いまだ労働基準監督署へ「規定制定」の届け出はしていません。つまり法的に裏打ちされたものではないということです。

信頼関係を破壊した琉大当局

この事態は法人化後、労使が真摯に積み上げてきた「信頼」関係を当局自らが破壊する行為にほかなりません！

5月12日の組合への事前説明にはじまり、14日の交渉以来、私たち3労組は琉大当局の一時金削減ありきの姿勢に対して、「誠実交渉」を要求してきました。

これに対して琉大当局は3労組の委員長へ「ぎりぎり交渉をしましょう」と連絡してきました。しかし、現実は口とは裏腹に千原での説明会を就業時間内に行い、上原での説明会が終わらぬうちに全職員へ意見聴取を強行し、28日に締め切りました。こうして既成事実を積み上げ6月1日の「通知」が出されたのです。しかもこの通知ではWeb上で「聴取した意見を公開する。」としています。当局が聴取した意見を当局自らが公開すること自体も労基法に反しており、さらに違法行為を重ねる愚行であるといえます。

労基署も疑問視！

このように大学当局は労使交渉や私たち3労組の必死の申し入れを踏みにじったのです。教授職員会と琉大労組は5月28日に那覇労働基準監督署へ訴えに行かざるを得ませんでした。

琉大当局が①時間がないからと言って、あらかじめ過半数代表者選出を行わないことを表明し②全学説明会が終わらぬうちに職員へ意見聴取を開始していること

等を訴え、法的判断を仰ぎました。

労働基準監督署の担当官は、「時間がないとは言え、過半数代表選出の努力を怠り、個々人の意見聴取を行ったことは疑問が残る」と「就業規則」「過半数代表選出規則」の提出を求めました。

担当官は私たち労組の訴えの当日、ただちに琉大当局にその旨通告していますが、当局は一時金の削減をあくまでも強行しようとしています。このまま違法な手続きを許してしまえば組合は無用となってしまいます。

粘り強く取り組もう！

私たち3労組は、6月4日に「規定(案)」の通知の撤回及び組合と「誠実」に交渉するよう強く申し入れました。

具体的には①一度も交渉に参加したことのない学長、及び財務担当理事と総務担当理事が出席すること。②「規定(案)」に関するこれまでの違法な手続きについて釈明し、謝罪することを要求しています。

大学当局による数々の違法行為を許さず、生活を破壊する一時金削減に反対し、取り組みを強化しましょう。



三者連絡会で 抗議集会を行います

私たちは、琉大当局の再三の組合無視、違法行為の積み重ねによる「規程制定通知」に対して断固抗議します。琉大当局の今回の行為をわれわれが許してしまうならば琉球大学に明るい未来は決してありません。文科省・総務省への顔立てのために、琉球大学で教育・研究・医療を担い必死で働いている労働者に犠牲を強い、規程制定を押し通すことによって教職員に違法行為の片棒を担がせようとしている琉大当局に断固抗議しようではありませんか。

私たちがこれからも琉球大学で安心して働いていけるように、琉大当局に対して「就業規則、労働基準法を逸脱した今回の行為を撤回し、組合に対する不誠実な態度を改めさせる」ことを抗議集会で三者連絡会、琉大で働く職員一丸となって訴えていきましょう。組合員、教職員呼びかけあって抗議集会にぜひ参加してください！



日時：6/10（水）12:15～12:40
場所：大学本部前
* 12:00から軽食を
準備します。